



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
9月1日
号外(1)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	3

監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年9月1日

滋賀県監査委員	有村國俊
〃	奥博
〃	村尾慎哉
〃	藤本武司

滋賀県監査基準(令和2年滋賀県監査委員告示第5号)に準拠し監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告する。

1 監査等の種類

地方自治法第199条第1項および第4項に規定する財務事務の執行および経営に係る事業の監査(以下「財務監査(定期監査)」という。)ならびに同条第2項に規定する事務の執行に関する監査(以下「行政監査」という。)

2 監査等の対象

令和元年度の財務事務およびその他の事務の執行

3 監査等の着眼点

(1) 財務監査(定期監査)

財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

内部統制制度が導入されることを踏まえ、リスクの高い項目について特定し、そのチェック体制や引継ぎ時の情報共有、未然防止の効果的な対策がとられているか。

(2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

4 監査等の実施内容

あらかじめ監査対象機関等から監査調書等の提出を求め、関係職員からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合により行った。また必要に応じて書面による監査を行った。

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
-----------	---------

消費生活センター	令和2年6月24日
西部県税事務所	令和2年6月15日・7月10日
南部県税事務所	令和2年6月24日・7月10日
中部県税事務所	令和2年6月18日・7月10日
東北部県税事務所	令和2年6月24日・7月10日
自動車税事務所	令和2年6月24日・7月10日
南部環境事務所	令和2年6月24日
甲賀環境事務所	令和2年6月24日
東近江環境事務所	令和2年6月24日
湖東環境事務所	令和2年6月24日
湖北環境事務所	令和2年6月15日
高島環境事務所	令和2年6月18日
西部・南部森林整備事務所	令和2年6月24日
甲賀森林整備事務所	令和2年6月15日
中部森林整備事務所	令和2年6月24日
湖北森林整備事務所	令和2年6月24日
南部健康福祉事務所	令和2年6月24日・7月10日
甲賀健康福祉事務所	令和2年6月24日・7月10日
東近江健康福祉事務所	令和2年6月24日・7月10日
湖東健康福祉事務所	令和2年6月24日・7月10日
湖北健康福祉事務所	令和2年6月24日・7月10日
高島健康福祉事務所	令和2年6月24日・7月10日
大津・南部農業農村振興事務所	令和2年6月18日
甲賀農業農村振興事務所	令和2年6月24日
東近江農業農村振興事務所	令和2年6月18日
湖東農業農村振興事務所	令和2年6月24日
湖北農業農村振興事務所	令和2年6月24日
高島農業農村振興事務所	令和2年6月24日
大津土木事務所	令和2年6月24日
南部土木事務所	令和2年6月24日
甲賀土木事務所	令和2年6月19日
東近江土木事務所	令和2年6月19日
湖東土木事務所	令和2年6月19日
長浜土木事務所	令和2年6月19日
高島土木事務所	令和2年6月24日

注 令和2年6月24日および7月10日の監査執行は書面監査による。

5 監査結果

1から4までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、一部において次のとおり是正または改善すべき事項が認められたので指摘する。

(1) 南部土木事務所

平成28年度第B212-2号幸津川服部線補助道路整備工事において、「土木工事の設計変更等に関する取扱い要綱」に定める設計変更協議書が適切に作成されなかったことにより、設計変更の内容を組織内で十分に共有することができず、変更契約の一部が受注業者に指示されていなかった。この結果、契約に係る設計どおりに施工がされていないにも関わらず、契約書どおりに契約額が支払われている事例が認められた。

今後は、組織による工事事務の進行管理と、十分な監督、検査を徹底されたい。

(2) 高島土木事務所

河川占用許可事務において、担当者でない者が申請書を受け付け、正規の手続きを経ることなく無断で許可書を作成し発行している事例が認められたので、公印の適正管理を徹底されたい。

6 意見

監査の結果、組織および運営の合理化に資するため、検討または改善を要する事項として次のとおり意見を付す。

不適切な事務処理再発防止について（甲賀森林整備事務所・琵琶湖環境部森林政策課・森林保全課）

平成27年度から平成30年度に滋賀中央森林組合において発生した13件の不適正事案は補助造林事業に関する事案であったことから、その事業について森林組合、森林整備事務所、琵琶湖環境部森林政策課、森林保全課など関係図の提出を求めたところ、事業の事前計画提出から補助金の支出までの一連の流れおよび法令に基づく常例検査・認定検査の実施や指導などの体制はしっかりできていると考えられる。

今回の不適正な事案の発生原因は同一人物が長期間、同じ地域を担当するなど属人的な要因とそれを管理できていない森林組合組織体制の要因が大きい。一方で全体の6割の補助金の申請・確認事務が年度末の2月、3月に集中し、限られた人員、時間で全ての現場の執行状況と関係帳簿類を限なく確認することは物理的に不可能であったことも要因の一部であるとの説明であった。

これらの原因分析の適否について森林組合が関係者および第三者を含めて設置する再発防止計画実行監理委員会にて徹底的に研究され、森林組合の内部牽制体制を確立させるとともに、年度末に補助金申請・確認事務が集中しないよう年間を通した平準化を行い、申請内容を十分に確認できる仕組みを整えるなど具体的に再発防止に努められたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和2年9月1日

滋賀県監査委員	有	村	國	俊
〃	奥			博
〃	村	尾	慎	哉
〃	藤	本	武	司

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	学校法人MIHO美学院
監査執行年月日	令和元年11月27日
監査結果報告年月日	令和2年3月19日
監査の結果	<p>滋賀県私立高等学校等特別修学補助金において、補助事業である生徒の授業料減免が実施されていないため、79,000円が過大な交付となっている事例が認められたので、速やかに補助金の返還を行うとともに、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき「学校法人MIHO美学院」が講じた措置の内容</p> <p>監査の結果を受け、当該補助金79,000円を令和元年12月23日に県に返還するとともに、補助事業の対象生徒に不利益が生じないよう授業料を減免することとし、令和2年3月31日に保護者に対して還付を行った。</p> <p>また、再発防止策として、補助金事務に当たっては、複数の担当者で確認を行うこととし、授業料納入や補助金交付状況を経理書類に記載することで可視化し、授業料減免の実施漏れを防止することとした。</p> <p>当該監査の結果に基づき「県」が講じた措置の内容</p> <p style="text-align: right;">（総務部私学・県立大学振興課）</p> <p>令和元年10月29日に当該法人に対する学校法人等調査を実施し、同年12月5日付けで監査結果と同様の指摘を行った。併せて、当該補助金の交付決定を取り消し、その返還を命じるとともに、補助金事務の確認と再発防止策の報告を求めた。</p> <p>当該補助金は令和元年12月23日に県に返還され、当該法人から令和2年1月25日付けで指摘事項に対する対応状況について報告があった。</p> <p>県としても、各団体において適正な執行がされるよう、補助金の交付や額の確定に当たっての書類の確認を徹底するとともに、学校法人等調査の機会を活用して、補助事業に係る証拠書類や帳簿等の確認を行い、再発</p>

防止に努める。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	令和2年3月19日
監査の意見	<p>(1) 両公社における組織体制のあり方について(滋賀県土地開発公社、滋賀県道路公社)</p> <p>滋賀県土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、昭和48年3月に県が設置した団体で、県土整備に必要な計画的な土地の取得や工業団地の分譲等を実施しているが、近年は地価の下落・安定傾向、国や県の厳しい財政状況による公共事業の大幅な縮小等により、本来業務である公有地の先行取得事業が大幅に減少している。</p> <p>一方、滋賀県道路公社(以下「道路公社」という。)は、「地方道路公社法」に基づき、昭和47年3月に県が設置した団体で、県内における道路整備の一環として有料道路や駐車場の建設・管理を実施している。</p> <p>道路公社において、現在、琵琶湖大橋有料道路の改築・維持管理や大津港駐車場の維持管理などの事業を実施しているが、現在実施中の琵琶湖大橋有料道路第6期事業終了後の事業計画については、現時点では未定とのことである。</p> <p>両公社においては、平成11年度から総務部、平成14年度から経理課に係る事務の一元化や職員の併任等を実施するなど、効率的な人事配置や事務執行の効率化によって、管理経費等の縮減を図ってきたが、今後においても、両公社における組織体制の更なるスリム化や、経営の効率化等に係る検討が必要と考えられる。</p> <p>については、両公社において、改めて重複する業務の洗い出し等を行うとともに、事務費や職員の給与等も含めて、事務の統合等により、どの程度スリム化が図れるのか試算を行いたい。</p> <p>併せて、両公社における統合の可能性等も踏まえた将来的な組織体制のあり方について、全国の事例も参考にしながら、具体的な議論を進められたい。</p>
当該監査の意見に基づき「滋賀県土地開発公社、滋賀県道路公社」が講じた措置の内容	
<p>1 滋賀県土地開発公社</p> <p>土地開発公社および道路公社においては、一部役職員の併任や外部理事の共通化等により、既に組織の効率化に係る取組を行っているところであるが、更なる組織の効率化に向け、事務の統合等を検討すべき両公社に共通する業務としては、現時点では用地業務が挙げられる。</p> <p>両公社の組織については、各年度の事業量や経営計画等に基づき、常に適正かつ効率的な組織体制となっているため、現時点において組織がどの程度スリム化できるか具体的な試算を行うことは困難であるが、県における「滋賀県土地開発公社のあり方に関する方針」の検証結果および道路公社の「琵琶湖大橋有料道路第6期事業」の進捗状況を踏まえ、改めて試算を行っていく。</p> <p>これまでから、両公社とも業務増やプロパー職員の退職に伴う補充を嘱託員で対応するなど、効率的な組織運営に努めているところであるが、将来の組織のあり方についても、県および道路公社とともに両公社の経営計画や全国の事例等を勘案し、検討していく。</p> <p>2 滋賀県道路公社</p> <p>道路公社および土地開発公社ではかねてから、一部役職員の併任や外部理事の共通化、業務増やプロパー職員の退職による職員補充を嘱託員で対応するなど、組織の効率化に係る取組を行ってきており、また、各年度の事業量や経営計画等に基づき、常に適正かつ効率的な体制になるよう努めている。</p> <p>更なる組織の効率化に向け事務の統合化を検討すべき両公社に共通する業務としては、現時点では用地業務が挙げられるが、道路公社では琵琶湖大橋有料道路第6期事業を目標の令和10年度までに完了させるため、今後一層のマンパワーの投入が必要な状況と考えている。</p> <p>今後、業務の統合化等により組織がどの程度スリム化できるかについては、琵琶湖大橋有料道路第6期事業の進捗状況や県における「滋賀県土地開発公社のあり方に関する方針」の検証結果を踏まえて改めて試算していく。</p> <p>また、将来の組織のあり方についても、県および土地開発公社とともに両公社の経営計画や全国の事例等を勘案し、検討していく。</p>	
当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容(総合企画部企画調整課、土木交通部道路整備課)	
<p>1 総合企画部企画調整課</p> <p>土地開発公社の将来の組織のあり方については、「滋賀県行政経営方針2019」に基づき、令和元年度は、土地開発公社の現状および課題について整理するとともに、土地開発公社の役割と必要性について検証を進</p>	

めた。

令和2年度も引き続き、土地開発公社と緊密に連携し、両公社の業務量や道路公社が行う「琵琶湖大橋有料道路第6期事業」への対応等を総合的に勘案しつつ、土地開発公社の将来の組織のあり方について廃止から存続まで幅広く検討していく。

2 土木交通部道路整備課

道路公社については、本県の道路整備を有料道路制度を活用して進める上で必要不可欠な組織と考えており、今後も引き続き道路公社と緊密に連携しながら、琵琶湖大橋有料道路第6期事業の進捗状況を勘案しつつ、土地開発公社の役割と必要性の検証状況を踏まえ、道路公社の更なる経営の効率化や将来の組織のあり方について検討していく。

監査結果報告年月日	令和2年3月19日
-----------	-----------

監査の意見	
-------	--

(2) 財務諸表等に係る作成マニュアルの整備について(公立大学法人滋賀県立大学)

公立大学法人滋賀県立大学(以下「大学」という。)は、平成26年度に外部資金に係る教員による不正経理が発生したことを受け、経理業務の流れを見直し、不正防止のためのワーキンググループを立ち上げ、毎年、定期的に財務上のリスク管理等について点検・確認されている。

こうした中、教員が外部資金を受けて購入し、所定の手続を経て大学に現物寄付した図書を、キャッシュ・フロー計算書(以下「計算書」という。)に「寄付金収入(517,167円)」として誤って計上してしまい、同額を「その他収入」で減算していた事案が確認された。計算書は、「その他収入」項目を積み上げではなく、総額と「その他収入」項目以外の項目の合計額との差引で求める計算式であったため、結果的に辻褃合わせと受け取られても仕方のない会計処理となったものである。

大学は、今回の事案は不正行為ではなく、事務担当者による事務処理の誤りであり、大学の監査人も「重大な誤りとまでは言えないことから、財務諸表の修正は必要ない」とのことである。

しかしながら、事務担当者やほかの職員による検算作業が行われず、誤った会計処理を組織として発見できなかったことは、コンプライアンスや内部統制の観点から大きな問題と考えられる。

については、財務諸表等に係る作成マニュアルを早急に整備し、複数の職員が事務処理手順を共通認識した上でチェック機能を働かせるなど、再発防止はもとより、内部統制の確立に向けて、役職員が一丸となって意識的に取り組まれない。

当該監査の意見に基づき「公立大学法人滋賀県立大学」が講じた措置の内容

財政的援助団体等に係る監査の結果を受け、問題点や課題について役員に報告して再発防止策を検討し、その結果を含め学内で情報共有を図った。

再発防止のため、財務諸表や決算報告書等を作成する際に突合すべき勘定科目や決算数値等を洗い出し、大学の会計監査人にも確認の上「財務諸表作成マニュアル(以下「マニュアル」という。)を取りまとめた。

令和元年度の決算事務においては、このマニュアルを用いて、資料作成担当者以外の複数の職員により確認を行うなど、再発防止に努めた。

また、学内の監査室を中心として、各所属の職員を加え体制強化を図った上で内部監査を定期的を実施するなど、内部統制の確立に向けて取り組んだ。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (総務部私学・県立大学振興課)

財務諸表等の作成に当たり、マニュアルを作成の上、チェック機能を働かせるよう、働きかけを行った。

また、財務諸表等作成後に大学における作成過程を聴取し、新たに整備されたマニュアルに基づく複数人によるチェックが実施されていることを確認した。

今後も様々な機会を捉えて、内部統制の確立に向けた働きかけを行っていく。

監査結果報告年月日	令和2年3月19日
-----------	-----------

監査の意見	
-------	--

(3) 未利用間伐材等の有効活用について(一般社団法人滋賀県造林公社)

一般社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)において、平成23年度から58年間を計画期間とする長期経営計画、また、当面の実施計画として、平成28年度から令和2年度までを計画期間とする第2期中期経営改善計画(以下「第2期改善計画」という。)を策定し、経営健全化に取り組んでいる。

第2期改善計画では、「これまで造成してきた森林資源を伐採し、木材産業等への安定供給を通して有効

活用すること」を基本方針として、「滋賀県の林業・木材産業の活性化に資する木材の生産と販売の推進」等を柱として取組を進めている。

特に、木材の販売推進を図る上で、通常、利用されていない間伐材等の未利用木材を有効活用するという視点が重要と考えられる。

他県において、未利用間伐材等の林地残材などを木質バイオマス発電に活用している事例が見受けられるが、こうした取組は、「未利用木材の有効利用による森林再生」はもとより、「木質バイオマス発電による環境貢献」「雇用創出等による地域の活性化」など、多方面に寄与するものと考えられる。

本県においては、しがエネルギービジョンにおいて、未利用間伐材等の木質バイオマスを有効活用し、持続的かつ安定的なエネルギーとして利用する社会を構築することにより、地域の活性化や雇用の創出、低炭素社会の実現につなげていくこととしている。

また、公社の第2期改善計画においても、利用間伐の推進方策として、「間伐材の販売促進を図るとともに、燃料としての利用等の新たな活用策について、関係機関と連携して検討する」、収益性の高い販売方法の選択として、「近年のバイオマス発電等に需要が期待できることから、全木集材に近い方法により作業道付近まで集材した林地残材等を、採算性に十分考慮して可能な限り搬出し、伐採収入の拡大に努める」こととしている。

については、発電利用に供する未利用間伐材等の活用に係る全国の先進事例について調査・研究を行うとともに、本県で実施する際の課題等について分析するなど、実現に向けた具体的な検討を進められたい。

また、間伐材等を円滑に搬出するには、作業道の計画的な整備が必要となることから、年度ごとの進捗管理はもとより、中長期的な期間で整備率に係る目標値を定めるなど、作業道の計画的な整備促進に努められたい。

当該監査の意見に基づき「一般社団法人滋賀県造林公社」が講じた措置の内容

当公社では、第2期改善計画に基づき、林地残材等の販売による販売収入の拡大に努めている。

木質バイオマス発電の燃料となる未利用間伐材等は、低質材であることから、採算性に課題を有するとともに、木質バイオマス発電施設の稼働には、相当量の燃料供給が必要となるため、長期にわたる安定供給が課題となる。

当公社においては、これらの課題を踏まえながら、今後の伐採事業地における未利用間伐材等の活用方法について県内外の木質バイオマス発電施設における中長期的な需要動向等を踏まえた上で、採算性に考慮しつつ計画的な生産や効率的な運搬等について検討する。

また、作業道の整備については、第2期改善計画において、作業道開設延長の計画値を掲げて事業に取り組んでいるところであり、引き続き、計画に基づく着実な事業実施に努めていく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部森林政策課)

県内の素材生産量の大部分を担う森林組合系統は、平成24年7月に東近江市内に滋賀県森林組合連合会を運営主体とする木材流通センターを設置し、県内外の製材工場や合板工場等への原木販売に当たって、価格交渉や運搬、販売事務等の共同化を図り、供給量をまとめることによって生産者(森林所有者・公社)にとって有利な販売ができるように努めてきた。

当センターにおいては、隔月で森林組合等と公社の担当者による原木販売情報交換会議が行われており、製材用材(A材)から合板用材(B材)、チップ用材(C材)までの各品質の原木について、県内の生産状況、県内外の需給や価格の状況、運搬用車両の配車などの情報を共有している。発電利用に供する未利用間伐材等も情報共有の対象に含まれており、県内および近隣府県の木質バイオマス発電所の稼働状況や燃料需給等も議題の一つとされている。

当会議には、県もオブザーバーとして出席した上で、木材生産から生じる利益を山元の森林所有者に還元することによって、さらに森林整備を進められるよう、情報提供や助言を行っている。また、当会議を通じて得られた情報は、今後の施策検討の参考としている。

このような取組の中で、木質バイオマス発電の燃料となるような未利用木材等の販売についても、さらに理解が深まるように県から促すとともに、新たな需要が生じる場合は必要に応じて調査を実施したい。

また、作業道の整備は、間伐等の森林整備の一環として取り組まれるものであり、本県では間伐の目標を3,100ha/年としている。この達成に向けて、国庫補助金や琵琶湖森林づくり県民税を活用しながら、作業道の整備に取り組んでいる。

公社に対しては、今後とも補助造林事業等により間伐材等の搬出に必要な作業道開設を含む間伐などの森林整備を支援していく。

監査結果報告年月日	令和2年3月19日
監査の意見	

(4) 陶芸の森の更なる活性化について(公益財団法人滋賀県陶芸の森)

公益財団法人滋賀県陶芸の森は、滋賀県立陶芸の森(以下「陶芸の森」という。)の指定管理者として、滋賀県の伝統文化にして主要な地域産業である信楽焼をベースに、陶芸館・信楽産業展示館・創作研修館の3つの施設運営を通じて、国際的な情報発信、魅力的な事業展開による誘客の推進、地域産業の振興および地域の活性化等に取り組んでいる。

創作研修館で実施している創作事業(アーティスト・イン・レジデンス事業)では、平成4年7月の開館以来、平成31年3月末時点で53カ国から延べ1,278人の陶芸家・芸術家を受け入れ、信楽で自由に作陶活動できる機会を提供してきた。

この取組により、海外における信楽焼の知名度向上とブランディングに貢献していると考えられる一方で、地元や国内における幅広い理解や経済波及効果につながるまでには至っていないと思われる。

その要因の一つはスタッフの不足にあり、学芸員をはじめ、陶芸の森のこれからのスタッフには、セールスプロモーションや他分野とのコラボレーションができる営業センスがこれまで以上に求められる。

当財団では職員8名中5名が10年以内に退職を迎える状況にあることも勘案しつつ、こうした能力・資質のあるスタッフの採用・育成に取り組まれない。

また、陶芸館では、12月から3月中旬の冬季期間は、積雪等もあり来館者が見込めない等の理由により休館となっているが、信楽焼に対する関心が高まっている中、信楽焼のPRや施設の有効活用等の観点から、新たな企画等により、まずは一定期間であっても開館できないか検討されたい。

こうした取組によって、陶芸の森の魅力・発信力をさらに高めるとともに、地域産業の振興や地域の活性化、地元信楽はもとより、本県における経済波及効果の拡大に貢献されたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀県陶芸の森」が講じた措置の内容

陶芸の森開設から30年が経過し、開設当初採用のスタッフが順次定年を迎えるが、陶芸館と創作研修館という事業内容の異なる施設を運営していく上で、美術工芸や陶芸の知識を有する学芸員、焼成技術や国内外のレジデンス事業に精通する指導員、公益財団法人会計を熟知する事務職員といった専門知識を要する人員が必要である。

加えて、文化と産業が一体となった「陶芸文化の世界拠点」を目指し、陶芸の森の魅力・発信力をさらに高めていくためには、スタッフの育成と今後の陶芸の森を担う資質を持った人材の確保が必要である。

しかし、現職員が8名と小規模な法人であるため、定年退職と同時に補充的に職員採用を行うだけでは、これまで培われてきた専門技術やノウハウの継承が円滑に進まないことから、新たなスタッフの確保と合わせて、人材育成やノウハウの継承が十分に図られる体制を確立していくこととする。

加えて、インターネット等を活用し、他分野との積極的な業務連携が図れるよう環境を整えていくとともに、必要に応じて外部研修も取り入れるなど、セールスプロモーション等の視点も兼ね備えた職員の育成に努めていくこととする。

また、陶芸の森においては、12月下旬から3月中旬の間は、近畿でも有数の寒冷地に位置する気候等の理由により冬季は十分な集客が見込めないことから、限られた指定管理料の中で費用対効果も踏まえ、陶芸館の冬季休館を行ってきたところである。こうした状況ではあるが、ホームページを活用したバーチャルミュージアムの開設など、集客につながる新たな企画・情報発信に取り組む中で、地元信楽地域とも連携を取りながら、試行的に開館期間の延長の可能性について検討して行く。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (商工観光労働部モノづくり振興課)

スタッフの退職により開設後30年間にわたる陶芸の森の運営を通じて培われたノウハウや関係機関とのネットワークが失われることのないよう、若手職員が日々の業務の中でベテランスタッフのノウハウを継承する仕組みを作るなど必要な取組を求めていく。

また、冬季の開館については、試行的に冬季休館期間前後の展示会の開催期間を延長するなど、冬季の開館に向けて指定管理者と研究を行う。

監査結果報告年月日	令和2年3月19日
監査の意見	

(5) 食肉センターの更なるガバナンスの強化と経営改善について(公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀)

食肉市場)

滋賀食肉センター(以下「センター」という。)を構成する公益財団法人滋賀食肉公社(以下「公社」という。)と株式会社滋賀食肉市場(以下「市場」という。)について、両団体ともここ4年間は黒字決算となったものの、開業以来の累積赤字により、引き続き厳しい経営状況が続いている。

センターの経営改善を図る上で、公社・市場の役員会が適正に機能することが重要と考えられる。

市場において、過去に売買基本契約の規定に違反し、売買代金の支払が遅延する事案が発生したが、取締役会の機能が十分に発揮されていれば、こうした事案の発生は防げたと考えられる。

また、市場において、設立当初から、利益相反関係にある者が役員に就任している状況が続いているが、このことは、平成28年9月に取りまとめられた滋賀食肉センター経営研究会報告書においても、センターの経営悪化の要因として、公社・市場における経営改善努力の不足・ガバナンスの欠如などが挙げられ、その中で「役員に利害関係者が多く、本来必要な経営改善努力が十分に行われてこなかった」ことなど課題が指摘されている。

これを受けて、公社においては、平成29年3月に公益財団法人滋賀食肉公社経営健全化計画を、市場においては、平成31年3月に株式会社滋賀食肉市場経営改善計画を策定し、役員会等におけるガバナンスの強化や売買基本契約の遵守の徹底・厳正な運用などを目標に掲げ、経営改善に取り組んでいる。

については、こうした点を十分に踏まえて、公社・市場はもとより、両団体の出資者である県においても、公社・市場の役員会の機能強化・改善に不断に取り組み、センターにおけるガバナンスの更なる強化に努められたい。

また、センターの経営改善を図る上で、着実なと畜頭数の増加による収支改善が必要であるが、そのためには、近江牛の付加価値をさらに高め、全国にアピールすることによって、近江牛の流通量を増やし、消費拡大につなげることが重要と考えられる。

とりわけ、東京をはじめとする首都圏は、市場規模も大きく、大きな消費が見込まれることから、公社・市場・県の三者が一体となって、近江牛のブランド価値を向上し、営業活動の充実・強化を図るなど、首都圏における販路・消費拡大につなげられたい。

当該監査の意見に基づき「公益財団法人滋賀食肉公社」が講じた措置の内容

これまで県が推進してきた増頭対策により、県内での黒毛和牛の飼養頭数は増加してきたものの、交雑牛を中心に県外へ流出する割合が増えていることなどから、センターにおけると畜頭数は伸び悩んでおり、公益財団法人滋賀食肉公社経営健全化計画の見込みと実績の間に、かい離が発生していた。

また、豚と畜については、近年大幅に減少してきており、回復が見通せない状況となっていた。

このような状況から、令和元年度に役員会で議論を行い、豚と畜の廃止や収支計画の修正などを織り込んだ公益財団法人滋賀食肉公社経営健全化計画(第3次・計画期間:平成29年度~令和3年度)の中間見直しを行ったところである。

引き続き、役員会を中心とした経営健全化に取り組んでいくとともに、センターの業務を行う団体と協議・連携し、より適切なセンター運営を進めていく。

近江牛の消費拡大に向けた対策については、これまでから県や市場とも連携しながら実施してきたところであり、公社としては、各種イベントにおける広報・啓発や県内外からの視察の受入れなどにより、広く安全安心な近江牛の普及啓発に努めているところである。今後も、より幅広い範囲で普及啓発を進めていく。

今後、新型コロナウイルス感染症による近江牛の生産や流通・消費への大きな影響が懸念されることもあり、より緊密に連携を図りながら、生産・流通・消費の回復や更なる拡大に向け、適切に対応する。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (農政水産部畜産課)

公益財団法人滋賀食肉公社経営健全化計画に基づく経営改善が図れるよう、引き続き必要な公的支援を行うとともに、公社が自ら経営改善に取り組むよう求めていく。

また、経営体制を強化するため、公社に県職員を派遣しており、理事会および評議員会における機能強化に取り組むとともに、課題解決に向けた協議の場を設け、より一層の経営改善に努めるよう求めていく。

さらに、首都圏における近江牛の販路・消費拡大につなげられるよう、庁内関係課とも連携し、滋賀の食材を首都圏で発信する機会などを捉え、近江牛のブランド価値の向上に三者が一体となって取り組んでいく。

当該監査の意見に基づき「株式会社滋賀食肉市場」が講じた措置の内容

ガバナンスの強化と経営改善は当社の大きな課題の一つであり、その解決には、対症療法的ではなく将来を見据えた抜本的な見直しが必要である。

ご指摘の利益相反関係にある役員等、当社の役員の在り方については、市場が新たに創設された当時から、

様々な紆余曲折を経て今日に至っているが、現在の会社規模からすると、13名の役員数は過大であると考えている。

また、経営改善については、多くの不採算部門を抱える中で、将来を見越した持続可能な市場を目指す必要があることから、今一度俯瞰的に眺める中で、今後の在り方を見直す必要がある。

こうした中、今回の滋賀県副生物協同組合の不適切な事例を端緒として、今が、今後の食肉市場のみならずセンターの在り方の検討を加える千載一遇のチャンスである。

特に、組織体系の枠組みは今後のセンターの在り方を考える上で根幹をなすところであり、現行組織を活用したスケールメリットを生かせるような視点に加え、屋上屋を重ねることなく効率的な業務の展開と速やかな意思決定が可能となる組織の構築に係る検討が必要である。

こうした大きな枠組みの中で、県、公社ならびに市場が三位一体となって、一つひとつの項目を整理しながら、今回の指導事項も含め、中長期的な視点で取り組んでいく。

また、首都圏をターゲットにした近江牛の販路や消費の拡大については、県、市場、生産団体等が構成員であり近江牛の情報発信等消費宣伝を行うことを目的とした団体である、「近江牛」生産・流通推進協議会と連携を密にしながら、SNS等の活用を通じて、近江牛ブランドの情報発信に努める。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容	(農政水産部畜産課)
-------------------------	------------

株式会社滋賀食肉市場経営改善計画に基づく経営改善が図れるよう、引き続き必要な公的支援を行うとともに、法人が自ら収支改善に取り組むよう求めている。

また、市場におけるガバナンスの強化に関しては、経営体制を強化するため、県退職職員が常勤の取締役の任に就くとともに、課題解決に向けた協議の場を設け、市場・公社・県の三者が一体となってガバナンスの強化・経営改善に向けた検討を行うよう、引き続き進めていく。

さらに、首都圏における近江牛の販路・消費拡大につなげられるよう、庁内関係課とも連携し、滋賀の食材を首都圏で発信する機会などを捉え、近江牛のブランド価値の向上を三者が一体となり、生産者や関係団体と連携を図りながら取り組んでいく。

